

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第11条 病院に、医療情報企画部、地域ネットワーク医療部、医療安全管理部、総合臨床教育・研修センター、診療報酬センター、がんセンター、先端医療機器開発・臨床研究センター、リウマチセンター、iPS細胞臨床開発部、臨床研究総合センター、先制医療・生活習慣病研究センター、看護職キャリアパス支援センター、EHR利用推進センター及び<u>もやもや病支援センター</u>を置く。</p> <p>2 前項のセンター又は部に関し必要な事項は、病院長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第11条 病院に、医療情報企画部、地域ネットワーク医療部、医療安全管理部、総合臨床教育・研修センター、診療報酬センター、がんセンター、先端医療機器開発・臨床研究センター、リウマチセンター、iPS細胞臨床開発部、臨床研究総合センター、先制医療・生活習慣病研究センター、看護職キャリアパス支援センター、EHR利用推進センター、<u>もやもや病支援センター及び高度生殖医療センター</u>を置く。</p> <p>2 (同 左)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成28年1月7日から施行する。</p>